

# 「滋賀県食の安全・安心条例」(仮称)の要綱(案)

2008年4月10日

食の安全・安心条例化を求める滋賀県民会議

—目次—

前文

- [ 総則 ] 1～7
- [ 基本的施策 ] 8～18
- [ 推進体制 ] 19～23
- [ 附則 ]

—前文—

食は人の健康・命の根幹であり、安全で安心な食生活を享受することは最も重要な国民の基本的願いです。一方、BSEや重大な食品事故以降も産地・原料・日付の偽装や輸入食品をめぐる食の安全・安心に関わる問題が相次いでいます。そのような中、将来にわたって安全・安心な食品の生産と安定供給に必要な良好な環境を保全し、生産・事業者と消費者・行政が連携して食の安全・安心確保の実効性を高め、県民参加の食育推進を図ることは、大切な国民的課題となっています。

滋賀県は、「命を育むマザーレーク」びわ湖を抱えた豊かな環境に恵まれ、食料の生産と消費のバランスのとれた地域です。こうした地域性を持つ本県において、生産・事業者、行政、そして県民が食の重要性を認識し、食の安全・安心及び食育に関するそれぞれの責務と役割を協同して果たすことに、大きな意義があります。

ここに、食の安全・安心を確保し食育を持続的に推進する決意を明らかにし、県民の健康と生命を守るとともに、消費者から信頼される安全で安心な食品の生産及び安定供給から消費に至る社会的なセーフティフードチェーンシステムに貢献するため、県民の総意としてこの条例の制定を願うものです。

## I. [ 総則 ]

### 1. 目的

#### (1) 条例の趣旨

食の安全確保は県民が健康な生活をおくる上で欠かせない極めて重要な事です。食品安全基本法の制定や食品衛生法の改正の主旨に沿い、滋賀県でも県行政の基本指針である「誰もが安心出来る暮らし安心県づくり」(滋賀県中期計画)を確かなものにするため、滋賀県食の安全・安心に関する基本方針やアクションプランが策定され、施策が進められています。

一方で、食の安全確保は生産・事業者のモラルや県民の消費行動及び科学技術・新たな知見による様々な要素が絡み合う為に、食の生産から消費に至る複雑な工程・段階において、事業者・消費者・行政・専門家による連携した取り組みが求められています。

その為にも、滋賀県では食の生産から消費に至る総合的な食の安全・安心の確保及び食育推進を図る上での基本的理念及び関係者の責務・役割と具体的な施策を明確にし、その実効性を持続的に高めるため、食の安全・安心の社会的システムの構築につながる、条例の制定を目指します。

#### (2) 条例の名称

食の安全・安心は県民の関心が高く基本的願いであるとともに、滋賀県あげて取り組むものであることから、県民に馴染みやすい滋賀県を象徴する地域性に鑑み、また、名は体を表す分かりやすさから、食の安全・安心びわ湖条例とすることを求めます。

### 2. 定義

<考え方>

条例の対象範囲を特定する必要があるため、すべての飲食物を言う食品の定義を明記している食品衛生法第4条(定義)を準用するのが、法体系や規制対象を明確にする上で適当と言えます。

<具体例>

(1) 食の安全・安心は、食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼を確保することを言います。

(2) 条例の対象範囲は、「農林水産物の生産・採取、製造・加工、流通・販売の各段階」などすべての食品供給過程とし、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除きます

### 3. 基本理念

県民が安全・安心で健康な食生活をおくり、それを提供する滋賀県を目指すために、次に掲げる事項を基本理念とします。

- (1) 食の安全・安心が最も大切であり、県をあげて積極的に取り組む姿勢を条例で明確にします。
- (2) 生産・事業者や行政の責務並びに県民の役割を明示します。
- (3) 食の生産から消費に至る各段階及び総合的に、関係者・団体の連携を重視した施策を推進し、リスク分析・コミュニケーションを大切に予防原則の立場に立って行います。
- (4) 将来に渡って、食の安全・安心の向上に積極的かつ継続的に取り組む為に、情報公開の徹底と県民意見反映の仕組みの充実強化及び食育推進を図ります。
- (5) 生産・消費県であり琵琶湖を抱える滋賀県の地域性に鑑み、生産・消費者の相互理解と協力・協同の下に、食の安全が環境にも密接に関わる事を配慮して、食の安全・安心の前提となる安定供給の視点で、生態系を損なわない農林漁業や環境こだわり農業に持続的に取り組みます。

#### —関係者の責務及び役割—

事業者責任を第一義に行政の施策推進の責務に加え、県民の主体的役割まで条例に明記することで、セーフティフードチェーンとしての食の安全・安心確保及び食育推進の実行性を高めます。

関係者	考え方	具体例
4. 滋賀県の責務	条例の趣旨・理念を踏まえ、食の安全・安心及び食育の施策推進を県の責務として明確にします。	①基本理念に則り、食の生産から消費に至るすべての段階で、総合的かつ計画的に食の安全・安心及び食育の施策を実施します ②食の安全・安心に取り組む事業者を適切に指導し、消費者の支援をします。 ③食の安全・安心を図るため、国に対し必要な協力を求めると共に、積極的に意見を伝え、提言を行います。
5. 事業者の責務	食の生産・事業に携わる者は、食品の供給者としてその安全確保に第一義的責任を有していることを明確にします。	①県民の生命・健康へ直接影響及ぼす責任を自覚し、法令遵守はもとより自主的に食の安全・安心確保に取り組み、行政施策に積極的に協力します。 ②表示含む適切な情報公開及び消費者との相互理解・食育の取り組みに努め、食の生産・加工・流通の事業を通し環境に配慮します。
6. 県民(関係団体)の役割	食の安全・安心を確保するためには、行政や事業者だけではなく、県民の積極的取り組みが不可欠であることから、その役割を明記します。	①食の安全・安心や生産者との交流に関する取り組みに参加し、食の生産や食育の適切な知識を身につけ、地産地消による地場生産者を応援し、自らの意見を表明します。 ②科学的な知見や事実に基づく正しい理解を深め、風評に踊らされず自ら考え合理的に行動し、食の安全・安心確保に必要な環境に配慮した取り組みに協力します。

### 7. 年次報告等

知事は、毎年議会に食の安全・安心に関する施策等の報告を提出し、これを県民に公表します。

## II. [ 基本的施策 ]

### <考え方>

食の生産から消費に至る各段階で、滋賀県は関係者の相互理解と連携した取り組みの下、総合的かつ具体的な施策を計画的にすすめることが大切です。

滋賀県には食の安全・安心基本計画(10の取り組み)及びそのアクションプラン(20の個別施策)があるので、その経過と実態を踏まえた重点課題の具体化・補強を図るよう行政に促し、県民会議

のお仕着せを避け、施策主体である行政の自主性を尊重するものとします。

<具体例>

## 8. 基本計画

知事は、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に、関係者・団体と連携して推進するための計画（以下「基本計画」と言う）を定めなければなりません。

(2) 基本計画は、食の安全・安心に関する施策の目標及びその内容について定めるものとします。

(3) 知事は、基本計画を定めるに際して、遅滞なくこれを公表し、予め県民の意見を反映出来るよう必要な措置を講じ、食の安全・安心滋賀県審議会の意見を聴かなければなりません。

### (4) 具体的施策

滋賀県食の安全・安心に関する10の基本計画	基本計画としての補強ポイント
9. 県民参加の取組み ①県は県民視点に立ち、意見・提言を反映させた食品安全行政の総合的な推進を図ります。	食の安全・安心シンポジウムや消費者との意見交換会、及び食の安全対策委員会に止まらず、県民意見申し出・提案制度を条例で保証
10. 情報の提供 ②県は食に関する迅速な情報提供に努め、消費者団体等の活動の支援を図ります。	各種セミナー・講座や講師派遣、ホームページのタイムリーな更新・企画に加えて、重要政策・情報の積極的開示・リスクコミュニケーションの充実強化
11. 消費者団体への支援 ③県は消費者団体等が主体的に取り組む、食の安全・安心を推進する活動を支援します。	地産地消・産直交流・安全確認・食育等の活動推進する消費者団体への具体的支援・補助
12. 環境に配慮した食の安全・安心と安定供給 ④県は環境こだわり農業の推進及び地産地消トレーサビリティシステムの充実強化を図り、生物多様性確保及び遺伝子組み換え作物の交雑・混入を防止する等、生態系や環境保全に配慮した農林水産業による食糧生産と安定供給に必要な措置を講じるものとします。 ※この取組みは、生産・事業者と消費者の相互理解及び行政の連携・協力によりすすめる事が大切です。	○認証制度の審査レベルの向上と生産者・消費者交流の充実強化及び野菜・果物を重点に安全・安心地場ブランドの普及確立 ○こだわり滋賀ネットワークの拡大及び地産地消の交流企画の充実支援に加え、食育視点での郷土料理講習の強化 ○生産履歴の正確な記録や改竄・間違いを防ぎ生産現場の手間も軽減出来る、合理的なシステムの普及・補助 ○関連法制度・県のガイドライン踏まえた、遺伝子組み換え作物の栽培規制 ○農地土壌・湖水の汚染防止のための、適正な生産資材の使用に関する指導、及び有害物質低減の技術開発の推進普及と水質・土壌の監視測定
13. 安全・安心な畜産物の供給 ⑤県は近江牛等県内畜産物の衛生管理の徹底及び牛トレーサビリティ法の遵守と牛海綿状脳症（BSE）対策の推進を図ります。 ※この取組みは、生産・事業者の主体的な責務が大切で、積極的に安全・安心な畜産物安定供給に努める。	○畜産農家・事業者への技術指導・啓発に加え、ブランド認定の審査レベルの向上 ○法制化されている牛トレーサビリティシステムの有効性検証と法令遵守の指導、及び近江牛の統一認証基準・審査レベルの充実 ○危険特定部位の交差汚染防止対策など、適切な監視指導

<p>1 4. 食品の各段階の指導監視 ⑥県は農薬などの不適正流通の防止と適正使用の指導強化を図ると共に食中毒防止対策等食品衛生・適正表示監視指導を推進します。</p>	<p>○残留農薬等ポジティブリスト制度対応の検査の充実強化と適正農業規範など新たな管理手法の導入促進 ○食品衛生監視指導計画のP D C Aへの専門家・消費者団体の参画 ○食品衛生危害の実態に即し、重点監視細菌・施設の監視指導と食中毒予防・衛生管理思想の啓発 ○相次ぐ産地・原料偽装・表示不信に対し、消費者視点の食品表示ウォッチャーと優良表彰による啓発</p>
<p>1 5. 輸入食品等の試験検査 ⑦県は輸入食品を重点に、食品等の試験検査の充実強化、及び食肉・食鳥肉の衛生管理の推進と健康食品の安全対策の推進を図ります。</p>	<p>○コンプライアンス・危害拡散の未然防止に繋がり、ポジティブリスト制度・問題輸入食品を重点とした商品検査体制の充実強化 ○と場・食肉処理施設に加え、今日的に鳥インフルエンザ対策として養鶏施設の衛生管理指導の強化 ○問題が相次ぐ輸入食品の県内流通・危害情報の監視及び改善指導の強化</p>
<p>1 6. 県独自の自主管理制度 ⑧県は食品事業者による自主的衛生管理の促進を図り、滋賀県自主衛生管理認証制度（S-HA C C P）の充実強化を推進します。</p>	<p>○自主衛生管理の三制度（食品衛生責任者・自主検査・食品衛生推進委員制度）見直しによる実効性の向上 ○創設から運用管理の充実強化及び認証審査レベルの向上</p>
<p>1 7. 食育の推進 ⑨県は生産・消費県であり琵琶湖を抱える滋賀県の地域性及び豊かな環境を活かし、健全な心身を培い豊かな人間性をはぐくむ食育の推進を図ります。 ※この取組みも、県民・消費者自身が科学的な知見や事実に基づく食に対する正しい理解を深める事が大切な役割です。</p>	<p>○一般化しつつある食育について食育基本法に沿った、今日的な施策の具体化・推進 ○科学的知見や事実に基づく食の生産と消費を正しく理解して相互の交流を深める等の活動を通して、風評に踊らされず自ら考え合理的かつ健康でバランスの取れた食生活を広める、総合的な食育推進</p>
<p>1 8. 危機管理 ⑩県は食の安全に関する危機に備えたマニュアル及び発生時の危害拡散防止の体制を整備し、県民への情報提供と関係団体との連携を図ります。</p>	<p>今日的な危機管理マニュアルの再整備とセーフティーフードネットワークの社会的システムの構築、及びリスク分析・コミュニケーション・マネジメントの向上</p>

### Ⅲ. [ 推進体制 ]

#### < 考え方 >

食の安全・安心施策の実効性を高め、持続的・総合的に新たな問題や危機管理にも効果的に対処出来る推進体制や県民・関係機関との連携を条例として明文化するものです。

#### < 具体例 >

#### 1 9. 部局横断の推進体制

県は、食の安全・安心施策を総合的に実施し、危機管理に有効に対応するため、部局横断の推進体制を整備強化します。

#### 2 0. リスクコミュニケーション

県は、食の安全・安心に関する適切でタイムリーな情報を県民に広く発信し、県・県民・生産・事業者が相互に情報・意見の交換を行い、リスクに対するコンセンサスを深めるために必要な措置を講ず

るものとします。

#### 2 1. 県民の申し出制度

県民は、食の安全・安心が損なわれる事態が生じたと認められた時は、知事に対して適切な対応をするよう申し出ることが出来ます。

(2) 知事は、前項の申し出があった場合、相当の理由があると認める時は、関連する法令・当条例に規定する必要な措置を講ずるものとします。

#### 2 2. 財政上の措置

県は、食の安全・安心に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

#### 2 3. 審議会の設置

滋賀県における食の安全・安心を推進するため、現在の「滋賀県食の安全対策委員会」の位置づけ及び機能・構成を見直し、知事の附属機関として以下の所管・構成・組織「食の安全・安心滋賀県審議会」を設置するものとします。

(2) 審議会の所管事項は食の安全・安心に関する重要事項及び当条例の規定により権限を委譲された事項とし、知事の諮問に応じ調査審議します。

(3) 当審議会は、食の安全・安心に関し必要と認める事項を、知事に建議・答申することが出来ます。

(4) 当審議会の構成は、関係する分野の学識・知見を有する、専門家と消費者・生産者団体の代表、及び知事が適当と認めるもの20名以内とし、その任期は2年（再任可）とします。

(5) 当審議会は会長・副会長を互選し、過半数の出席で成立し、出席審議委員の過半数で議決するものとします。

(6) 当審議会には、審議会から付託された事項について調査検討する専門部会を必要に応じて置くことが出来、会長が指名する部会員の互選で部会長を置くことが出来ます。

### IV. [ 附則 ]

1. この条例は、平成 年 月 日から施行することとします。

2. 知事は、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。